

平成25年度第2回ふくしま食の安全・安心推進懇談会議事録

1 日 時 平成26年1月16日（木）13時30分～15時40分

2 場 所 杉妻会館3階「百合の間」

3 出席者 【消費者代表委員】

小沼 光子 委員（代理：福島県消費者団体連絡協議会 菊地ミドリ様）

太田 陽子 委員

佐藤 一夫 委員

加藤 幸枝 委員

【生産者・製造者・流通業者代表委員】

遊佐 正広 委員

久保木幸子 委員

松永 雄一 委員

過足 満雄 委員

【学識経験者代表委員】

阿部 正 委員

宮崎 真 委員

4 議事内容

【開 会】

（司会）ただいまから、平成25年度第2回ふくしま食の安全・安心推進懇談会を開催いたします。開催に当たりまして、福島県保健福祉部長より挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

（保健福祉部長）委員の皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。保健福祉部長の菅野でございます。皆様には、大変お忙しい中、新年早々、本懇談会に御出席いただき心から感謝申し上げます。また、日頃から、本県の保健衛生行政に対しまして、多大なる御支援、御協力を賜っておりますことにつきまして、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

さて、本県における食の安全・安心の確保につきましては、「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」を昨年度策定しまして、その「対策プログラム」に

基づきまして、全庁を挙げて各事業に取り組んでいるところでございます。

特に、「食品中の放射性物質対策」につきましましては、基準値を超える食品、飲料水等については一切市場に流通させないという強い決意のもと、検査体制の拡充を図るとともに、各部局が連携しながら対策を講じているところでございます。おかげさまで、基準値を上回る食品については、最近ではほとんど見受けられなくなってきたという状況でございます。また、農林水産部において取り組んでおりました「あんぽ柿」が、全量検査体制のもとで、昨年、3年ぶりに出荷が再開できたという大変嬉しいニュースもございました。

今後とも、県を挙げて徹底した検査を継続するとともに、測定した数値につきましても皆様にしっかりと情報発信しながら、一日も早く風評を払拭して、県民の皆様あるいは県外の皆様に県産食品をおいしく召し上がっていただけるような努力を進めてまいりたいと考えております。

一方、放射性物質以外の食の安全につきましましては、昨年、旅館やホテルなどにおけるメニュー等の不適正表示が全国的に問題となっておりまして、県内においても実例が確認されたところであり、また、最近では、株式会社アクリフーズの群馬工場で製造された冷凍食品から農薬のマラチオンが検出されるという事案も発生しまして、県内においても100件を超える相談が寄せられているところであります。

さらに、食品の誤表示や食中毒も依然として発生していることなどから、今後とも、県を挙げて監視・指導の強化等に取り組み、安全な食品を安心して召し上がっていただけるような体制を整えて、事業者の皆様方にも御理解いただきながら、福島県の食品は安全であるということをしっかりとPRしてまいりたいと考えております。

本日の懇談会におきましては、プログラムの平成25年度上半期の実施状況について御報告させていただくほか、「あんぽ柿の加工再開に向けた取組」や「農薬を検出した冷凍食品の自主回収」などにつきまして御報告させていただきますので、委員の皆様から忌憚のない御意見等を頂戴できれば幸いです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会) 保健福祉部長につきましては、所用によりここで退席させていただきます。御了承をお願いいたします。

(司会) これからの議事進行につきましては、「ふくしま食の安全・安心推進懇談会設置要綱」に基づき選任されております阿部委員に座長をお願いいたします。

阿部委員、よろしくをお願いいたします。

(座長) 皆さん、こんにちは。暫時、座長を務めさせていただきますので、円滑な議事運営に御協力をよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼させていただきます。

それでは、早速、懇談会に入りたいと思います。本日の議題でございますが、昨年策定しました「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」の平成25年度上半期の実施状況について事務局から説明をいただきますとともに、最近の食の安全・安心に関する事案といたしまして、「あんぼ柿の加工再開に向けた取組」などについて説明をいただくこととしております。

先日、福島市内のホテルにおいてノロウィルスによる食中毒事案も発生したところですが、食の安全・安心に関する全般につきまして御説明をいただくことになっておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれの立場からの忌憚のない御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【議 事】

議題1「ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進捗状況」について

(座長) それでは、議題1「ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進捗状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：食品生活衛生課) 議題1の「ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進捗状況」について、説明させていただきます。はじめに、平成25年度上半期の事業実施状況の概要を説明させていただき、その後、基本施策1から基本施策3までの実施状況につきまして、一括して説明させていただきます。

○ 実施状況の概要について

(事務局：食品生活衛生課) それでは、まず、実施状況の概要について御説明いたします。資料1の1ページを御覧ください。

基本施策1につきましては、食の安全に関する事業として、本年度計画しておりました52事業のうち、48事業について実施いたしました。基本施策1では、

17の目標のうち14件について中間実績がまとまっておりまして、不良食品に関するものが8件、それ以外のものが6件ございますが、不良食品関係の8件のうち5件、不良食品以外のもの6件のうち5件が、策定時の現況値と同等又は改善が見込まれる数値となっております。

2ページを御覧ください。基本施策1の中間実績を一覧としたものでございます。不良食品関係の指標を見ますと、⑩が全体の不良食品発生件数でございますが、今年度の中間実績については24件となっております、1年間に換算すると現況値と同程度と見込まれます。また、⑩の食品の流通販売施設に起因する不良食品発生件数については、昨年度も現況値より増加したものでありますが、今年度もすでに8件となっております、ほとんどが表示違反によるものとなっております。

食品表示につきましては、⑫の表示不良食品の発生件数も、すでに16件となっているほか、⑬JAS法に基づく食品加工業者の適正表示率についても、現況値よりも悪化しているなど、不適正な食品表示が見受けられているという状況でございます。最近話題になっている不適切なメニュー表記など、表示の問題については、議題2において、改めて取り上げさせていただきます。

次に、基本施策2についてですが、1ページにお戻りください。基本施策2につきましては、食の安心に関する事業として、本年度計画しておりました15事業のうち、13事業について実施いたしました。成果目標につきましては、具体的な取組が今年度から開始されるものを除く、3つの成果目標全てが、現況値よりも改善が見込まれる数値又は26年度目標を達成した数値となっております。中間実績は、3ページに記載されているとおりでございます。

次に、基本施策3につきましては、食品中の放射性物質対策として、重複事業9つを含む31事業のうち、30事業を実施いたしました。成果目標は2つ設定しておりますが、いずれも現況値と同等又は改善されており、食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品はございませんでした。こちらの中間実績も、3ページに記載されているとおりでございます。

平成25年度上半期全体では、19件の成果指標のうち、現況値と同等又は改善が見込まれるものが15件という状況でございました。

○ 基本施策1の実施状況について

(事務局：食品生活衛生課) 続きまして、基本施策1の事業実施状況について説明いた

します。4ページを御覧ください。基本施策1については、食品の安全確保に関する事業でございます。

「(1) 安全な食品の生産と供給」の「ア 安全な農林水産物の生産と供給」におきましては、No.4有機栽培等の推進において、県内10カ所の「有機農業実証ほ」を設置して普及啓発を実施したほか、No.5死亡牛のBSE検査においては、上半期に765頭の検査を実施し、全頭陰性であることを確認しております。また、No.2GAP推進やNo.6安全・安心きのこ栽培の推進など、安全な農林水産物の生産と供給に向けた7事業を実施いたしました。

次に、6ページの「イ 安全な食品の製造加工」におきましては、No.1食品製造・加工に関する技術相談を988件実施したほか、No.2HACCPの推進においては、延べ86回の監視を実施するなど、3事業を実施いたしました。

次に、7ページの「(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化」ですが、まず、「ア 生産段階における監視・指導の強化」におきましては、No.3魚類防疫指導など、計画された7事業のうち6事業を実施いたしました。なお、No.5水産物産地市場衛生管理指導につきましては、全ての産地市場が被災し、水揚げが行われている市場の取扱量も非常に少ないため、実施することができませんでした。下半期には講習会的な衛生管理指導の実施を検討しております。

次に、9ページの「イ 製造・加工段階における監視・指導の強化」でございますが、「平成25年度監視指導計画」に基づき、食品製造施設や、食中毒防止対策として、旅館や弁当屋、集団給食施設、特定給食施設等について監視あるいは巡回指導を行うなど、6事業について実施いたしました。

次に、11ページの「ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化」につきましては、No.1市場・大型小売店等について監視・指導を行ったほか、No.3米トレーサビリティ法に基づく監視指導を実施いたしましたが、No.2卸売市場の品質管理指導につきましては、震災及び原発事故の影響がありまして品質管理のセミナー等を開催することができませんでした。下半期につきましては、市場の状況を見極めたうえで、開催を検討することとしております。

次に、12ページの「エ 輸入食品に対する監視・指導の強化」につきましては、1,613施設の監視・指導を実施いたしましたが、県外の輸入業者が期限表示を適正に表示していなかった外国産ミネラルウォーター1件を確認したところでございます。

次に、「(3) 食品表示の適正化の推進」でございますが、食品衛生法、JAS

法、景品表示法、健康増進法に関する食品表示につきまして、それぞれ調査、指導、啓発などの5事業を実施いたしました。No.2適正表示推進者養成講習会につきましては、下半期に開催を予定しております。概要でも御説明しましたとおり、不適正な表示が多く確認されているほか、メニュー等の表示と異なる食材を使用して料理を提供している事案も発生していることから、適正な表示に向けた指導の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、14ページの「(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実」でございますが、検査の精度管理等に関しまして、No.1、No.2の事業を実施したほか、学校給食につきましては、「学校給食衛生管理基準」に基づきましてNo.3、No.4の事業を実施いたしました。また、No.5～No.9までの事業につきましては、「平成25年度監視指導計画」に基づき実施いたしましたが、上半期においては、基準値超過等の検体はありませんでした。No.10遺伝子組換え食品の検査につきましては、下半期に検査を実施する予定でございます。さらに、食肉等の検査についてNo.11～No.15までの検査を実施するなど、15事業のうち14事業を実施して、食品の安全性を確認いたしました。

最後に、「(5) 食の安全に関する調査研究の推進」におきましては、No.2化学物質発生源の周辺環境調査など4事業全てを実施いたしました。

基本施策1「食の安全」に関する実施状況の報告は、以上でございます。

○ 基本施策2の実施状況について

(事務局：食品生活衛生課) 続きまして、基本施策2の実施状況について説明いたします。19ページを御覧ください。基本施策2は、「食の安心」に関する事業でございます。

「(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進」につきましては、No.1消費者への教育事業を実施したほか、No.8の食品衛生講習会において、多数の参加者を得て実施いたしました。さらに、郡山市においても、No.5からNo.7までの3事業を実施するなど、8事業全てを実施いたしました。

次に、22ページの「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」におきましては、No.1食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会を上半期に4方部で開催して意見交換等を実施したほか、いわき市におきましては、今年度、事業が追加となりました。No.4食のこども探検隊事業を実施いたしました。なお、No.2及びNo.3の事業については、下半期の開催となります。今

後も、意見交換等を実施し、食の安全・安心に関する不安解消や情報共有化を図ってまいります。

次に、「(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映」につきましては、本日開催しております「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」の第1回目を昨年7月に開催しまして、平成24年度における食の安全・安心に関する実施状況や今後の取組などについて、情報提供及び意見の交換等をさせていただきました。

最後に、24ページの「(4) 食育の推進」につきましては、今年度成果指標を追加したところですが、福島県食育応援企業団が8社登録となるなど、2事業実施して食育の推進を図りました。

基本施策2に関する実施状況の報告は、以上でございます。

○ 基本施策3の実施状況について

(事務局：食品生活衛生課) 次に、基本施策3の食品中の放射性物質対策の実施状況について説明いたします。25ページを御覧ください。

「(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策」におきましては、No.3ふくしまの恵み安全・安心推進事業において、新たに作付けが可能になった地域への放射性物質検査機器の導入支援を実施するなど、再掲事業を含む4事業を実施して、安全な食品生産に向けた取組を展開いたしました。

次に、27ページの「(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信」につきましては、まず、生産・製造段階の検査でございますが、No.1農林水産物緊急時モニタリング事業におきましては、上半期に15,422点の検査を実施したところ、基準値超過が288点ございました。なお、12月末現在では、23,817点実施して超過が367点となっております。

次に、No.2米の全量全袋検査につきましては、1月12日までに約1,075万点の検査が終了しており、基準値超過は28点で、率にすると0.0003%という状況でした。なお、参考までに、昨年(24年産)は、基準値超過が71点、0.0007%ございました。

次に、No.3牛の全頭検査及びNo.4豚肉等の検査におきましては、基準値超過はございませんでした。

一方、No.5野生動物のモニタリングにおきましては、上半期に検査しました102検体中64検体が基準値を超過しており、うち52検体はイノシシでございました。

また、製造段階での加工食品の自主検査としまして、No.7のハイテクプラザ等で実施している検査では、1,066件の検査を実施して、基準値超過はありませんでした。

さらに、No.8の商工会や商工会議所でのスクリーニング検査におきましては、1,373件検査しまして、基準値超過が2件となっております。

続きまして、流通・消費段階の検査でございます。前後いたしますが、No.6加工食品等の検査につきましては、上半期に3,980検体の検査を実施しまして、梅干しや乾しいたけなど、5件の基準値超過がございました。なお、あんぼ柿などの試験加工品の検査につきましては、25年産に関しましては、11月までに242検体検査を実施しまして、超過が24検体でございました。

次に、30ページのNo.9は市町村等における自家消費野菜等の自主検査でございますが、上半期に80,307件の検査を実施し、基準値の2分の1であるスクリーニングレベルを超えたものが6,901件ございました。

さらに、学校給食の検査につきましては、No.10の食材の検査及びNo.11の学校給食一食の事後検査、いずれも、基準値超過はございませんでした。

最後に、No.12日常食調査でございますが、昨年度は78名につきまして年4回実施しておりましたが、今年度は対象人数を増やして400名の検査を予定しております。下半期の実施となるため、上半期の実績はございません。

今後も、徹底した検査を継続するとともに、検査結果につきまして迅速に情報発信してまいります。

続きまして、32ページの「(3) 飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信」につきましては、No.1水道水の検査とNo.2飲用井戸水等の検査、いずれにおきましても、管理目標値を超過したものはありませんでした。

次に、33ページの「(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進」でございます。

まず、講習会や懇談会などの事業としまして、No.1食の安全・安心アカデミーにおきましては、講演会を3回、シンポジウムを1回開催し、No.2食品等の放射能に関する説明会におきましては、4市5町において、一般消費者の身近な場所で19回開催し、延べ430人の参加をいただきました。

さらに、35ページのNo.8、36ページのNo.9、37ページのNo.11は再掲事業でございますが、No.8の食品衛生講習会については、講習会において放射性物質に関する説明も実施し、また、No.9は食品衛生月間に実施してきた各方部の懇

談会ですが、上半期に実施した4カ所のうち2カ所では放射性物質に関する専門家による講演もいただいて、意見交換等を行いました。なお、No.10いわき市のフォーラムにつきましては、下半期の開催でございます。

次に、情報提供や情報共有などの事業といたしましては、戻りまして、33ページのNo.3から35ページのNo.7までの事業を実施いたしましたが、No.4ふくしまの恵み安全・安心推進事業におきましては、再掲事業でございますが、農産物安全管理システムを改良し、県産農産物の安全性の見える化を推進したほか、No.6「ふくしま新発売。」におきましては、検査データの迅速な更新を行うなど、今年度は、半年間で約240万件のアクセス件数となりました。今後も、迅速でわかりやすい情報提供に努めるとともに、情報共有と相互理解を図ってまいります。

最後に、37ページ「(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進」でございますが、No.1加工食品の放射性物質測定に関する調査では、昨年度に引き続き「水戻し」等の試験調査を実施したほか、No.2放射性物質除去・低減技術開発事業におきましては、水稻や魚介類等の除去・低減対策などに取り組みました。

以上が、平成25年度上半期における実施状況でございます。

○ 平成25年度上半期までの主な農林水産物と加工食品の放射性物質検査結果の推移資料について

(事務局：食品生活衛生課) 次に、資料2を御覧いただきたいと思っております。

資料2につきましては、今回新たに作成したものでございます。主な農林水産物と加工食品について、震災から本年度上半期までの放射性セシウムの検査結果の時間の経過に伴う推移を表したものでございます。これは、今年度7月に開催いたしました「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」におきまして、委員の方から「原発事故後、時間を経て、検査結果の推移がわかる資料があれば、現在の食品の安全に関する理解が深まるのではないか」という御意見をいただきましたので、それを踏まえて、これまでの放射性物質検査の結果につきまして、時系列にわかりやすく御覧いただくために作成した資料でございます。これらのグラフの意味を丁寧に説明し、広報用としても活用したいと考えております。

グラフを見ていただければおわかりかと思いますが、野菜・果実につきましては、事故直後に放射性物質が降下・付着した影響から100ベクレル/kg超過が

みられましたが、今年度上半期は全て基準値以下であり、うち9割が「検出せず」でございました。

次に、山菜・きのこですが、まず、野生の山菜・きのこにつきましては、季節により採取量の変動が大きいため、四半期ごとのデータから推移を読み取ることが難しいところですが、現在でも基準値超過が見受けられております。一方、栽培きのこについては、23年度第4四半期以降（平成24年1月以降）は、全て100ベクレル/kg以下でございます。

次に、裏面にまいりまして、畜産物でございますが、23年度などは基準値超過がみられましたが、24年度下半期からは全て基準値以下であり、最近の状況をみると98%が「検出せず」となっております。なお、畜産物のうち、原乳は23年度第2四半期からは全て「検出せず」、鶏卵は、23年4月以降全て「検出せず」でございました。

次に、水産物でございますが、事故直後は約半数が100ベクレル/kg超過でございましたが、その後、超過の割合は徐々に減少し、直近では、超過は見受けられるものの、98%が100ベクレル/kg以下となっております。なお、試験操業の開始以降、対象魚種については全て100ベクレル/kg以下となっております。

最後に、加工食品でございます。あんぼ柿等の試験加工品を除くデータでございますが、23年度は乾燥野草や梅干しなどで100ベクレル/kg超過が一定数確認されましたが、最近では、100ベクレル/kg超過はごくわずかであります。

以上のように、各食品において、徐々に状況が改善してきておりますが、野生の山菜・きのこや水産物など、一部に超過しているものが見受けられているという状況でございます。

事務局から、これまでの実績を踏まえた説明をさせていただきました。以上でございます。

(座長) ありがとうございます。ただ今の御説明につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

○ 基本施策1について

(座長) 基本施策1「生産から消費に至る食の安全の確保」につきましては、資料1の4ページから18ページまでございますが、食の安全確保に関する様々な事業が

実施されてきたことについて説明がありました。まず、基本施策1に関しまして御意見等をいただきたいと思います。太田委員、いかがでしょうか。

(太田委員) 7ページのNo.3魚類防疫指導において、基準値を超える医薬品が検出され、立入検査と指導を実施し再発防止を徹底しましたとありますが、参考までにお聞かせいただきたいのですが、立入検査の結果、その原因は何だったのでしょうか。

(座長) はい、ただ今の御質問につきまして、事務局にお伺いいたします。

(事務局：水産課長) ただ今の御質問にお答えいたします。具体的には、養殖業者が動物用医薬品を使用しましたが、それを出荷先に告知しなかったために、出荷を受けた業者が投薬から出荷までの決められている期間が経過する前に販売してしまったということでありまして、収去検査によって残留動物用医薬品が確認されたということでございます。県中家畜保健衛生所等におきましては、当該養殖業者に対しまして、口頭及び文書により指導を実施しております。また、併せて、同業者に対しましても、指導を行ったものであります。

(座長) 太田委員、よろしいでしょうか。

(太田委員) よくわからない部分があるのですが、その医薬品は通常使用されているものなのでしょうか。たまたま、必要な期間の経過前に販売されて検出されたということなのでしょうか。

(事務局：水産課長) 今回の事案につきましては、その魚類には使用してはならないものでありましたので、二点についての指導となっております。なお、当該医薬品は、生き物に使用してはならないというものではございませんでした。

(座長) よろしいでしょうか。委員の皆様、御意見等ございませんでしょうか。

それでは、私から一点お伺いします。本日、残念ながら教育庁の方は御欠席ということですが、14ページのNo.3学校給食の自主点検の実施についてであります。

「学校給食衛生管理基準」については、文部科学省において平成21年4月1

日に改訂されておりますが、この改訂において「責任の主体は教育委員会にある」となっておりまして、保健所等と協力して学校給食を確保することとされております。先日、福島市内で集団食中毒が発生したわけですが、その関係者が学校給食従事者の中にいる場合には、精密な検査をするようにと基準が改められており、あるいは検便を月2回実施することなど、非常に厳しい内容の施行となっております。

県の体制としましては、他部局が教育庁の業務をチェックすることは当然でないことであり、協力して実施しなさいということではありますが、我々一般市民としては学校給食でノロウイルスが発生した場合には、保健所が担当という感覚があります。基本は、あくまでも教育委員会がどのような活動をされているかということではありますが、このことを知っている方は実は少ないので、連携のあり方などにつきまして、事務局の御意見等をお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

(事務局：食品生活衛生課長) 本日は、健康教育課におきましては、議会の関係で欠席との連絡を受けております。学校教育における給食につきましては、後日、健康教育課に確認したいと思っておりますが、各保健福祉事務所におきましても、食品衛生監視員と栄養指導の職員が、各給食施設に必ず年1回は立ち入りをしております。その際には、検便につきましても文部科学省で定めた内容に基づいて実施されているかどうかについては、確認しております。また、保健所が立ち入らない月であっても、例えば、「給食従事者の検便を実施した結果、ノロウイルスが検出されたので、今月は従事させません」等の御連絡を学校よりいただくこともございますので、学校給食衛生管理基準の内容が現場に浸透しているのではないかと認識してはおります。

(座長) 大変心強いお話であります。今後も、協力していただき、是非とも児童・生徒を食中毒から守っていただきたいと思いますと思っております。

他に、御意見等ございますか。過足委員、どうぞ。

(過足委員) 行政の皆様におかれましては、本当に大変かとは思いますが、これほどの調査等を実施いただき心から敬意を表したいと思います。

11ページの市場に対する平成25年度下半期活動計画が記載されております

が、年に1, 2回、市場で連合会を開催しておりますので、もしよろしければ、どなたかに出席いただいて説明や意見等を頂戴できれば大変助かります。貴重な御意見等をお願いします。これは後日で結構でございます。

それから、食の安全・安心についてですが、我々、説明に困る時がありまして、安全については、これは何ベクレル/kg であり安全ですから食べてくださいというように説明できますが、安心に関してはなかなか理解していただけません。特に、若い方々に理解していただくことが難しくなっています。出荷する際には、県でも検査を実施しており、高い数値に関する情報も市場に入ってきています。さらに、市場でも検査を行っているので大丈夫だと説明しても、なかなか安心していただけません。そのような場合、どのように説明すればいいのか、ノウハウ等も含めて教えていただきたい。それから、学校給食に関しては全県下でチェックを実施しているのか、併せて御教示いただきたい。

○ 基本施策2について

(座長) はい、ありがとうございます。ただいま、基本施策2の「食の安心を実現します。」ということに関しましても、過足委員より御質問がございましたので、幅を広げまして、基本施策2に関しての御意見等もいただきたいと思っております。まずは、今ほどの過足委員の御質問につきまして、事務局からの説明をお願いしたいと思います。食の安心は大変難しい問題でありまして、私も、学生に対しましては、安全については科学的根拠に基づき説明できますが、安心となりますと、心の有り様の部分になりますので、非常に取り扱いが難しいものになります。事務局、いかがでしょうか。

(事務局：食品生活衛生課長) 昨年、食の安全に関わる施策全体に「安心」という言葉を入れ込ませていただきました。「安心」は安全から派生するものとして、安全であるという情報を多く提供することにより安心に結びつけたいと考えておりましたが、ただいま、過足委員からお話がありましたように、安全であるという情報をいくら提供しても、その言葉どおりには、必ずしも安心に結びついていかないということに関しましては、非常にもどかしく感じております。

私どもの情報発信につきましても、過足委員が若い方々へ説明される際の一助という意味も込めまして、資料2のような、これまでとは違った形で情報を整理し直したものを提供できないかと考えており、震災3年目ということで、新らし

いフェーズで物事を考えていかなければならない時期に来ているのではないかと考えております。委員の皆様から、このような形で情報を提供していただければ安心につながるというような趣旨の御意見などもいただければと考えております。

(座長) 委員の方々におかれましても、大変難しい問題であると考えられておられるのではないかと考えております。佐藤委員、どうぞ。

(佐藤委員) 実は、基本施策3に関する情報提供ということで準備してきたのですが、ただいま「安全・安心」に関する話題がありましたので、情報提供させていただきたいと思います。私ども福島県生活協同組合連合会では、今年、県消費生活課とともに、風評被害の防止対策としまして、消費者庁の平成25年度の地方消費者行政活性化交付金を活用した「消費者と生産者等の理解・交流促進事業」に取り組んでまいりました。

県外、特に首都圏から県内に消費者を招いて行う企画を4回、それから、関東や関西において、福島県の農産物の安全性をPRする企画が~~2~~3回、計~~6~~7回実施しまして、数千人規模の消費者の方々と交流を行ってまいりましたが、多くの消費者は放射能に関する漠然とした不安により福島県の農産物を敬遠しているという状況がありまして、実は、福島県のJAさんや生産農家の方々が放射性物質が移行しないような生産方法を行っていること、すなわち入り口の対策、それから、米の全袋検査やモニタリングなどの出口対策の実態を視察することで、福島県の農産物の安全性に関する理解がかなり進んできて、それが安心につながってきているのではないかと考えております。

資料2は全くこのとおりなのですが、これは結果であり、検査した結果がこのようなになっているということでもあります。実は、生協で実施している陰膳調査ですが、一週間分の予定を作り、一週間分まとめてゲルマニウム半導体検出器による10時間以上の検査を実施しているもので、かなり精密な検査データが出てまいります。実際の食事に含まれる放射性物質の量を調査した結果、微量の放射性セシウムが検出されているという家庭において、その食事を1年間食べたとしても、0.02~0.14ミリシーベルトにしかならないという検査結果が出ておりますが、この結果だけでは不十分でありまして、なぜ、そうなるのかというメカニズムが理解できないと、自分は別ではないかという不安が残ってしまいます。

そのような場合、米の全袋検査の結果などが非常に有効となっています。食事の大半を占める米は25ベクレル/kg未満であり、おかずになる野菜は、農家の方々が入り口対策として、放射性セシウムが移行しないように土壌改良などを行っていることを説明し、さらに、検査の結果をセットで情報を提供する。それから、県産の魚介類は残念ながら試験操業中であり、県内には十分には流通されていませんが、仮に流通されたとしても、現在、漁業は「石橋をたたいて、なお渡らず」のような慎重な対応を行っているため、基準値を超過するような魚が流通するはずがありません。畜産農家にしても、海外からの飼料購入等を行っており、肉についても超過するようなものは流通しません。

そういったメカニズムについて、きちんと説明に加えることで、なぜ安全なのか、なぜ安心につながるのかということが腹底におちてくるということ、今回の事業のなかで経験いたしました。

さらに、JA新ふくしま管内において、放射性物質分布マップの調査活動を行い、JA新ふくしまさんや全国の生協のボランティアの方々が大勢いらして、一緒に検査を実施いたしました。放射性物質が土壌にどのように分布しているのか実際に測定し、自分の目で見て、土壌の放射性物質の数値が高い場所においても全く問題のない野菜が収穫されているという実態を知ることによって、安全を自分の目で確かめるとともに、生産者や研究者等との交流の中で、安全性を実感として感じる事ができております。そういったことを積み重ねていくことが、最終的に、安全、そして安心につながっていくのではないかと考えております。速効性のある特効薬のような対策は難しいと思われまますので、このような積み重ねが安全・安心につながっていくものと思われまます。これまで、福島応援ということで、とにかく購入して応援しようと、特に高齢者の方々に一生懸命応援していただいておりますが、福島応援ということで購入していただくのには、やはり限界がありますので、特に若い方には、そういったメカニズムをきちんと教えてあげることが必要です。結果だけを返すのではなく、なぜそうなるのかについて、もう少し丁寧にリスクコミュニケーションを実施することによって、十分に理解が進むのではないかと考えています。

情報提供に関しては、生産サイドや行政から提供される情報だけでは難しいものがあります。行政から提供されるデータ、国から提供されるデータについては、残念ながら信用性がないのが現実です。震災直後等の対応への不信感が、いまだに頭に残っているようです。それから生産農家からだけの情報になると、自分の

商品を売りたいだけではないかと消費者は思ってしまいます。生産者や行政からだけではなく、そこに消費者も関わりながら、共有化された情報を伝えていくことを実施していかないと、多くの消費者の共感を得ることは難しいのではないかと、この間、大勢の消費者の方々と触れあう中で感じてきましたので、情報として提供させていただきました。

○ 基本施策3について

(座長) はい、ありがとうございます。ただ今、佐藤委員から、食品中の放射性物質対策につきましても話がございましたので、基本施策3も含めまして、委員の方々から御意見等をいただきたいと思えます。

安心のバロメータ、ものさしについては、人によって様々であるということをお我々はまさに実感、体感したわけでございます。

何か御意見等ございますか。太田委員、どうぞ。

(太田委員) 若い方々が自宅で栽培された野菜を食べないというのは、放射性物質検査をすると、低い数値であってもゼロではないことによると思われれます。もっと小さい値まで測定してほしいと思っても、測定時間等の関係もあり、検出限界値をさらに下げることは難しいというのが現状かと思われれますが、それが改善されれば良いと思えます。それから、一定の数量がなければ測定することができないようですが、本日の資料にある「あんぼ柿」のように、非破壊による検査機器を活用して、数量が少なくても検査可能であるとか、一般の方々がもっと利用できるようなれば良いと思えます。

また、皆さんの意識として、放射性物質濃度が高いと思われる食品は、最初から収穫しないので、データとして浮かび上がってきません。それから、野菜でもきのこでも、放射性セシウムの値は下がっていると言いますが、下がったと言っても、無くなったわけではなくて、どこかに移行しただけだと思われれます。

自宅の風呂が薪と灯油だったので、以前、灰を測定してもらったら、かなり高い数値が計測されて、裏山の木は使用できないことになり、給湯器を設置しました。その話を婦人会における放射能の講演で質問したら、はじめは樹皮から検出されましたが、今は木の中に入っているのです、やはり木は使用できませんと言われました。そのように、放射性物質がどんどん移行してくるとなると、放射性物質に関する疑問は疑問のままであるため、食べ物イコール不安になってしまいま

す。

(座長) 当懇談会は、食べ物についての安全・安心についての御意見等を伺う会ではありますが、それ以外に環境の問題等もありますので、やはり不安になることはあるかと思われま。個人的には、食品におけるリスクという、ものの考え方に帰するような気がいたしますが、宮崎委員、いかがでしょうか。太田委員の疑問や不安につきまして、アドバイスや御意見などありましたら伺いたいと思います。

(宮崎委員) 自分で考えていたことがありますので、それを先に述べさせていただきます。資料2ですが、これは県で実施されたモニタリング検査等の結果で、スクリーニング検査ではなく、ゲルマニウム半導体検出器を用いて行われた検査データということですのでよろしいでしょうか。それならば、検出限界値も相当低いと思われまますが、資料2には特に記載はありませんので、情報がありましたら教えていただきたい。

(座長) 事務局、お願いします。

(事務局：環境保全農業課長) 検出限界値は、食品により異なることにつきましては御承知のとおりでございますが、先ほど、できるだけ小さな値まで測定すべきとのお話もございました。私どもの検査につきましては、1日に200～300検体実施するために時間にも制限がありまして、通常の700ccの容器であれば600秒(10分)、小さなU8容器(100cc)であれば2,000秒(約33分)となっています。ただ今、宮崎委員から御質問のございました検出限界値につきましては、食品により異なりますが、例えば、野菜であれば2～3ベクレル/kg程度でございます。

(宮崎委員) スクリーニング検査については、検体につきおよそ数百グラムから1キロ程度が必要であり、その検出限界の多くは20ベクレル/kgかそれ以下程度で、もっと低いレベルでの情報が得られない等の話がありました。これは、不安であるとか安全であるとかではなくて、放射性物質を測定する場合には、当然、検出限界値というものがありまして、県が実施している検査は精度の高い検査であります。日常、現場で行われている検査は、精度の高い検査を扱いきれないもの

もあります。そもそも、スクリーニング検査とは、高い値のものを除外するための検査であります。測定していないから高い値が出るかといえば、そうではなくて、きっちりと測定している周辺の農作物の相関をとると、何点かサンプリング検査を実施するだけで、周辺の安全は確保されます。しかしながら、それでも安心につながらないのは、「例外」があるからではないか、という思いが拭えないことも大きいと思います。

私の立ち位置は、行政にて大きなサービスの施策立案をするものではなく、現場で一人一人と話をする立場ですが、個人に話をするときには、その方自身が食べている食品、その方がどれくらい被ばくしているのか、ということを中心にした説明が非常に重要で腑に落ちやすいです。しかし、相対した個人に自身の測定データがなければ、話す内容は一般的な放射線についての知識のみ、となってしまいます。それで納得される方はいいのですが、量の概念は人によって異なります。「NDはゼロではない、ではその少量がどうなのか？」という、先ほど座長からも話がありましたように、リスクとはなにか、という考え方の話になります。

それから、我々が取り扱ってきた放射線のリスクが、原発事故によって、突然、考え方が裏返ったということではないことも、きっちり説明しなければなりません。また、佐藤委員がおっしゃったように、物事の順番というか、いきなり測定値云々ではなくて、誰がどのような取り組みをして、それが積み重なった結果、このようになったということをきちんと丁寧に説明することが必要であると思われます。ただし、それが県の仕事かという、最近、そうではないと思っております。県は、粛々と、基本となる施策としっかりとした検査を実施してその結果を情報提供し、一方で、我々や市町村が、小さい単位で個人個人に対してきっちりとかみ砕いて説明するということかと思われまます。それで、腑に落ちる方もいれば、それでも不安だという方もいらっしゃると思いますが、そこを切り分けるのは難しいことでもあります。

太田委員のおっしゃったところに関しましては、全体としてどうかという意味においては、県としてはしっかりと取り組まれていると思います。そのなかで、不足していることをあえて言うのであれば、前回も申し上げましたが、専門性が高くなればなるほど自分の部署の業務のみを理解して、お互いに何を実施しているのかよくわからなくなってしまうのではないかとことです。わかっているけれども、本質がよくわからなくなってしまうということです。前も申し上げまし

たが、ホールボディカウンターと陰膳調査の相関について、皆さんのなかではわかっていらっしゃるのかもしれませんが、多くの方、例えば、本日お集まりの委員の方々や部署間で、果たしてそれが情報共有できているのかということが、以前から私が心配するところでもあります。それができていないことには、どんなに細かいことを行っても、その細かい情報が合体しないことには、その情報を使用する側も上手に活用できません。最終的には、住民の方と相対する、例えば、生活改善指導員のような方がそういう情報を活かしながら活動できる状況かという、現状では難しいものと思っております。

結論的には、ここで行っていることは評価しなければなりません、フェーズとしては震災から3年経過した状態であり、伝え方、伝える際のテクニカルな部分を考えなければならぬと思われまます。人によって、納得するポイントは様々で、数値に対する概念が違うことに関しては、やはり個別に対応するしかないものと思われまます。これは、県がどうこうではなく、末端の広がりがないと難しいと思っている次第であります。

(座長) ありがとうございます。まさに、リスクコミュニケーションに尽きるのかなと思われまます。人それぞれではありますが、やることだけはやっていただかなくてはなりません。検査をしっかりと実施いただいて、ただ今、宮崎委員から話がありましたように、検査結果を統合して、その相関についても我々県民に知らしめるべきであると思われまます。例えば、生協さんで陰膳調査を実施しておりますが、ホールボディカウンターは別のところで実施されています。我々が一番聞きたい情報は、陰膳調査で検出された食事を食べられた方のホールボディカウンターの結果はどうなのかということでもあります。しかしながら、各検査はそれぞれに実施されており、各情報の受け取り側が自分なりに統合化して判断しなければならないということになっております。

全体と通して、御意見等ございますでしょうか。佐藤委員、どうぞ。

○ プログラム全体について

(佐藤委員) 生協において陰膳調査を実施した家庭で、放射性セシウムを検出した方は平田村にありますホールボディカウンターの検査を受けていただいております。希望者のみの検査ではありますが、検査結果は全てNDとなっております。

(座長) ほかに御意見等ございますでしょうか。遊佐委員、どうぞ。

(遊佐委員) リスクコミュニケーションに関する御報告もいただいたところですが、ただ今も議論になっていますように、こうした様々な取り組みにより県民の意識、放射性物質に対する不安の度合いがどのように安心に変わってきているのかといったようなデータの把握、意識調査のようなものは実施されているのかお伺いします。私どもも、大学の先生に協力いただきまして、まだ外部に公表はされておりませんが、意識調査を実施いたしました。来週、損害賠償の協議会がございまして、その場でも団体の皆様に御報告をさせていただく予定ですが、いくつか申し上げますと、例えば、こうした検査が評価されていることをわかっていただくと安心感の強化につながっているといったような傾向はあるようです。ただし、検査や検出の実態についてどの程度知っているかということになりますと、米の全量全袋検査についてはかなり認知度は高まっているようですが、それでもまだ8割未満でありまして、資料2にありますように、ほとんどの食品が検出限界値以下であるという実態につきましては、4割以下しか認知度がないという結果がありました。統計学的な精度や調査の手法については、きちんと評価していただく必要があるとは思いますが、このような我々のデータもあることから、県として把握されているデータ等がありましたらお伺いしたいと思えます。

安心感をお持ちいただけない方は、根強くいらっしゃるわけですが、その要因としましては、情報が不足しているから不安なのか、誤った情報を認知しているから不安なのかという、そうでもないようございまして、食品中の放射性物質への不安については、科学的にという評価をしているのかもしれませんが、我々としてはそれが正しいかどうかわかりませんし、低線量被ばくについての影響について、皆さんが100%同じ認識になれるというわけではないということかと思われまます。不安な方は情報をより多く入手しているということですので、低線量被ばくに対する評価というのを認知していただけないと安心感にはつながらないといったデータもあるようございまして、我々としても、そのことについて、今後どのように取り組んでいくかというのが課題でございます。このことについてもコメントがありましたらお願いしたいと思えます。

(座長) はい、ありがとうございます。安心に対する評価をどのように判断しているのか、評価しているのか。意識調査についてはいかがでしょうか。

(事務局：食品生活衛生課長) まだ調査数は多くはございませんが、県内の各保健所において、衛生講習会の実施後、あるいは、特に今年は懇談会において放射線の専門の先生においでいただきまして講演をいただいた際に、アンケート調査を実施しておりまして、「食の安全・安心が確保されている」と回答した割合を今回の成果指標の一つにもしております。平成25年度の上半期であり、そのような講習会の直後のアンケートということもありますが、62.8%の方が「食の安全・安心は確保されている」という回答でございました。講習会でも懇談会でも、何らかの形で情報を得る機会を持たれた方々について言えば、先ほどの割合で御理解いただいているものと考えております。

(座長) 62.8%が高いか低いかについては、人によって「ものさし」が違うという問題はありますが、ほかに何か御意見等ございますか。松永委員、どうぞ。

(松永委員) 先ほども話がありましたように、安全というのは数値で評価できると思いますが、安心については心理的なもので、例えば、100人の中で99人が安心であると言っても、1人が不安だと言えば、不安という声が一番大きく聞こえてしまって、不安ゼロにするというのは、もしかしたら永遠に無理なのではないかなと思ってしまいます。どんなことをしても、不安に思われる方はいらっしゃいますが、それをできるだけゼロに近づけるためにも、膨大な労力により作成されたこのような資料を、様々な部分で広報していただくことでゼロに近づいてくるのではないかと思いますので、積極的にPR・広報していただきたいと思います。

(座長) このような御要望に応じていただくよう努力していただきたいと思います。ほかに御意見等ございますか。加藤委員、どうぞ。

(加藤委員) ただ今の「安全・安心」とは違う意見でもよろしいでしょうか。資料1の9ページのNo.2の(3)に、特に下半期にノロウィルスが多発するというところで、つい最近も、福島市内のホテルにおいて、調理従事者がノロウィルスに感染し、食事を介して利用者の方も感染してしまって、営業停止ということがございました。(2)の上半期実績には、「旅館、弁当屋等、集団給食施設」と記載されており、先ほど、学校給食という話がございましたが、体力のない子供や高齢者、特

に高齢者に関係するデイサービスにおいては、手作りおやつも提供されますし、介護老人保健施設や特別養護老人ホーム、グループホームでは3食提供されます。そのような施設においてノロウィルスが発生したらどうなるのかということも考えられますので、集団給食施設の中に、そのような老人関係施設も含まれているのか教えていただきたいことと、もし、ノロウィルス等の発生の場合、どこで把握してどこで指導するのか併せて教えていただきたいと思います。

それから、28ページのNo.5野生動物の検査の中には、イノブタが含まれていませんが、繁殖力も強く、被害等も発生しております。ハンターの方に関しても、狩猟をしても売れないので野生動物の狩猟は行わないのかお聞かせいただきたいと思います。

(座長) まずは、集団給食施設に老人関係の施設が含まれているかどうか、事務局お願いします。

(事務局：食品生活衛生課長) 社会福祉施設も含まれておりますので、集団給食施設といたしまして、保健所による立ち入り調査や啓発等も実施しております。

(座長) 次に、イノブタの件につきまして、お願いいたします。

(事務局：自然保護課長(代理：自然保護課主幹)) イノブタの状況でございますが、昨年の1月から3月にかけて、県においてイノブタの調査を実施いたしました。イノシシとイノブタにつきましては、外観からは中々判断できないため、遺伝子解析を行いまして、豚由来の遺伝子がイノシシの中に含まれているかどうかを調査いたしました。その結果、結論から申しますと、イノブタは、震災前から当該地域に存在しているということが判明いたしました。これは他県の調査でも同様でございます。その原因としましては、イノブタ農場から逃げたものであるとか、飼われていた豚が逃げ出して交配してイノブタになったものなどの原因が考えられますが、イノブタは震災前から存在していたということでございます。それから、震災後に、イノシシと豚が交配してイノブタが発生したかどうかでございますが、それにつきましては、昨年実施した調査の中では、その事実は確認できませんでした。その後、有識者の会議におきまして、イノブタの影響について検討いただきましたが、イノブタの野生化につきましては、繁殖力はイノシシ

とほとんど変わらないという結論でございました。つまり、豚は出産後、子供をすぐに離してしまいまして、そうすると、年2～3回繁殖するということとなりますが、野生化すると母豚は子供を連れてしばらく行動しますので、その間生殖できないために、一般的には、イノシシもイノブタも年1回しか交配できないということになります。したがって、イノブタが急速に繁殖するということが考えられないという結論になりまして、イノシシ、イノブタに対する対策につきましては、同じように捕獲していくということで、イノブタだからイノシシと異なる被害を及ぼすということではございません。

(座長) 駆除につきましてはいかがですか。

(事務局：自然保護課長（代理：自然保護課主幹）) 駆除対策につきましても、イノシシとイノブタを区別して捕獲することは意味がありませんので、イノシシと同じように捕獲していくということでございます。それから、ハンターが捕獲しないのではないかとということでございますが、今年度のイノシシの捕獲数は、昨年と比べて大幅に増えております。23年度は減少しましたが、その後、市町村において捕獲奨励金を支出しており、県も実施しておりますが、その結果、イノシシに関して言えば捕獲数は増えており、捕獲しないという状況にはなっていないことを御報告させていただきます。

(座長) よろしいでしょうか。増加していることは確かなようですので、駆除につきましては、捕獲したほうがよいのであらうと思われまます。この肉は市場には流通しませんので、健康被害にはならないわけでありまます。

ところで、出荷制限や摂取制限となっている食品については、厚生労働省のホームページ等に掲載されておりますが、大変小さい字で掲載されております。新聞でも掲載されており、今朝ほども、放射性物質は検出されていないなどとなっておりますが、PR、広報につきまして工夫いただければと思っております。安全ではありますが、安心について、より深く納得いただくためにも、出荷制限等に関するPRの在り方を考えていただければと思っております。

ほかにございませんでしょうか。久保木委員、どうぞ。

(久保木委員) 先ほど、松永委員からも話がございましたが、いわき市において、若い

母親の皆さんから、学校給食に福島県産の農産物を一切使用しないでほしいとの要望が出されているとの噂を耳にいたしました。本日の資料にありますように、これだけの検査を実施し、ほとんど大丈夫な数値となっているにもかかわらず、そのような意見があるということは、学校の父兄の方々には、このような検査の結果等が届いていないのかという疑問がございます。本県の漁業につきましては、現在、試験操業を実施しており、徐々に本操業に近づきつつあると感じているところではありますが、福島県産を使用しないとすると、魚にも影響がありますので、学校の父兄の皆様に対しましても、本日の資料などを使用しながら説明していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(座長) まさに、個人的にはおっしゃるとおりだと思います。実は、ここに学校衛生管理基準を持参しておりますが、所管しておりますのは、県や市町村の教育委員会でございます。本日、残念ながら、教育庁は議会の関係で欠席となっております、その他の関係各課の方々には出席されておりますが、他の関係各課から教育委員会に対して指示を出すということは難しいことと思われまます。食品関連事業者の調理員に対する研修会などは衛生担当部局が担当しておりますが、学校給食の調理員に対する研修会などは教育委員会が所管しており、学校衛生管理基準によりますと、「学校給食調理員については、積極的に研修会を設けること」「パート職員も含めて、できるだけ全員が等しく受講できるようにすること」と記載されており、義務とはなっておりません。

食材やノロウィルスによる食中毒などに関しましては、縦割り行政ではなく、教育委員会と衛生担当部局等がお互いに情報交換等を実施していただいで協同で取り組んでいただくようにとの要望となるものと思われまます。

(事務局：保健福祉部次長) 座長がおっしゃるように、各部署において作業を分担して実施してはおりますが、現在、縦割りの弊害をなくそうということで、庁内における連絡協議会や連絡会議などを設けて取り組んでおりまして、本日の資料につきましても、既に教育委員会との調整も終了して対応しているという状況でございます。ただ今、貴重な御意見をいただきましたので、本日の御意見も踏まえまして、改めて私から教育委員会に対して伝えてまいりたいと思っております。なお、市町村につきましては、市町村の教育委員会となりますが、市町村教育委員会に対しましても、しっかりと伝わるように対応させていただきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

(座長) ありがとうございます。議題1につきましては、その他いかがでしょうか。小沼委員(代理:菊地様)、どうぞ。

(小沼委員(代理:菊地ミドリ様)) ターゲットである若い方々に対する取り組みを何とかしなければ、様々なことを実施しても受け入れられないのが現状でございます。御年配の方は、福島県産農産物を食べるようになってきておりますが、孫には食べさせられないという話も伺います。様々な研修会も開催されておりますが、出席されるのは御年配の方ばかりで、安全性について、御自分の子供や孫を説得できない状況にあります。安心は心理的なものであり、難しいことではあります。若い方々は、インターネット等で情報を入手していると思われませんが、保育所から中学校ぐらいのお子様をお持ちの保護者を対象に、出前講座などを実施していただきたいと思ひます。震災から2年以上経過した今でも、このような状態では、人の生き方の問題なのかとも思われます。他力本願ではなくて、自分のことは自分で考えて行動していかないと進歩しませんが、それでも、若い方々は受け入れてくれません。将来何かあれば責任がとれるのかと言われてしまいます。是非とも、学校給食も含めて、小さなお子様をお持ちの保護者の皆様のところに出向いていって、安全性の話をしてほしいと思ひます。それでも駄目かもしれませんが、ただ単にPRするよりは、理解していただけるのではないかと思われます。

(座長) 貴重な御意見、ありがとうございます。遊佐委員、どうぞ。

(遊佐委員) ただ今、広報の在り方等についての話があり、年代の話もございましたが、先ほど御紹介しましたアンケート調査の中では、地域的な差も見られております。予算的なこともあり、調査は、いわき市、福島市、会津若松市について行われており、県中地域、県南地域はございませんでしたが、会津若松市よりは福島市の方が不安が大きいとの結果であり、いわき市はさらに不安が大きいとの結果でありました。どうしてなのかということまでは、この調査ではわかりませんが、理由の一つとしては広報の手段も考えられるのではないかと思われます。地域的な区分けをした対策も、ひよっとしたら必要なのかもしれないと思ひましたので、御検討いただければと思ひます。

(座長) ありがとうございます。リスクコミュニケーション、講習会等、きめの細かい地域ごとの実施に関しての要望ということでございます。議題1につきましては、よろしいでしょうか。各事業につきましては、まだ成果目標に達していないもの、特に食品の表示につきましては、現況値よりも悪化しているということもございます。関係各課におきまして、課題の解決に向けて取り組んでいただきたいということが、委員の皆様方の願いであると思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議題2「最近の食の安全・安心に関する事案」について

(1) あんぽ柿の加工再開に向けた取組について

(座長) 次に、議題2「最近の食の安全・安心に関する事案」についてですが、はじめに、「(1) あんぽ柿の加工再開に向けた取組について」、事務局から説明をお願ひします。

(事務局：園芸課) 資料3を御覧ください。「(1) あんぽ柿の加工再開に向けた取組について」御報告させていただきます。県北地方の伊達市、桑折町、国見町におけるあんぽ柿の生産につきましては、県内のあんぽ柿生産のほとんど、数字で申しますと約99%を占めております。生産額も約30億円の一大産地でございます。この伊達地方が、震災後、放射能の影響により2カ年に渡って加工の自粛を余儀なくされたわけでございます。このまま3年、4年と自粛が続いた場合、まさに産地崩壊、さらには冬の風物詩であるという文化につきましても大きな影響を及ぼすのではないかと危惧いたしました。何とか再開を図る術を探っていこうと、昨年から活動を行ってまいりました。

活動の大きな柱としては二点ございまして、一つ目は、まずは安全な原料柿を確保するということ、もう一つが、出来上がったあんぽ柿については非破壊検査機器により全量検査を行うということで、この二つを大きな柱として取り組みを行ってまいりました。簡単に、その内容を御紹介申し上げます。

まず、伊達地方におきまして、昨年7月、果実がまだまだ小さい段階であります。約1,660戸という全農家数の放射性物質検査を実施いたしました。これにつきましては、実は平成24年度において、広い伊達地方の中でもあんぽ柿

に加工しても大丈夫ではないかと思われる地域も散見されておりましたので、それを確認しまして、大丈夫であれば、その地域を何とか加工再開させたいと思ひまして実施したものでございます。検査の結果、安全性が確認された地域がございまして、放射性セシウム濃度が10ベクレル/kg以下のほ場が8割以上を占める地区を「加工再開モデル地区」として設定したところでございます。伊達市では梁川町、桑折町及び国見町は大字単位で設定したところでございます。

また、放射性セシウム濃度が10ベクレル/kg以下といたしましたが、場所によりましては若干高いところもございまして、9月（収穫前）に、改めて「ほ場」ごとに再検査を実施いたしまして、この時は、さらに厳しい基準である7ベクレル/kgを設定しまして、7ベクレル/kg以下の柿につきましては、基本的に安全な原料柿であると判断したところでございます。

なお、10ベクレル/kgや7ベクレル/kgという数値につきましては、あんぼ柿に加工した際、最大7倍程度に濃縮されますが、今回のあんぼ柿の検査は簡易検査でございまして、スクリーニングレベルの50ベクレル/kgを超過することのないように設定したものでございます。

このように、「加工再開モデル地区」において安全な原料柿を確保しましても、消費者の皆様からみれば、2年連続して加工自粛となったものが本当に大丈夫なのかという不安感を抱かれることもあるものと思われまします。それに応えるためには、米の全量全袋検査のように、製品の非破壊による全量検査が必要であると考えました。しかし、あんぼ柿が使用できるような非破壊の検査機器は全くありませんでしたので、各メーカーにお願いいたしまして、その中で一番良い製品を現地に導入したところでございます。

次に、検査機器の特徴等でございますが、32個のNaI検出器を設置した大変性能の高い機器でございます。測定に関しましては、現在、袋に入った状態で店頭で販売されており、この袋、トレーと呼んでおりますが、農家の皆様は、出荷箱にこの袋が8つ入ったものをお持ちいただきます。検査機器には、一つの出荷箱（8袋入り）をセッティングしまして、8つの袋それぞれに判別するという世界初のここにしかない機器でございます。検査の結果、スクリーニングレベルを超えたものにつきましては、本来であれば、ゲルマニウム半導体検出器により確定検査を実施するところですが、破壊検査を行いますと商品価値がなくなってしまいますので、スクリーニングレベルを超えたものはその時点で廃棄処分としております。

裏面を御覧いただきたいと思います。

安全・安心に関わるものとしたしまして、従来から、衛生対策としまして異物混入やカビ対策などを実施しておりましたが、今回、放射性物質のリスク排除ということで、生産段階におきまして、農家の方々にGAP（生産工程管理）の取り組みを実践していただいているところがございます。

続きまして、図1を御覧いただきたいと思います。非破壊検査のイメージ図でございますが、左上のクリーム色系の機器に出荷箱をセッティングして測定いたします。そして、スクリーニングレベルを下回ったものにつきましては、図2の検査済みシールを貼り付けます。スクリーニングレベルの50ベクレル/kgを超過したものにつきましては、シールの部分にNG（No Good）と記載され、ほかには使用されないようになっております。検査の結果につきましては、JA全農福島さんのホームページをお借りしまして、検査情報ということで公表しております。図3は、1月5日現在の検査情報でございますが、約30万点検査しまして、スクリーニングレベルを超えたものが304検体（0.1%）という状況でございます。店頭販売されているものにつきましては、安心してお買い求めいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

（座長） ありがとうございます。この件につきましては、いかがでしょうか。生産者にとりましては死活問題であったわけですが、今般、行政と関係機関が一体となりまして、非破壊の検査機器を開発し、全量検査を実施して、安全を確保し安心をPRしているという説明でございました。いかがでしょうか。過足委員、どうぞ。

（過足委員） 市場におきましては、あんぼ柿が欲しいのですが、量が少なくて非常に困っています。全量検査については時間がかかり、1日に70ケースほどしか検査ができないそうで、それがあちこちに流通されます。しかし、全体的な量が少ないわけですが、評判は非常に良いと伺っておりますので、御報告させていただきます。

（座長） 検査機器は高額だとは思いますが、さらに導入していただけるように要望いたします。この件につきましては、よろしいでしょうか。今後、全ての地区が出荷できるようになればと願っております。

(2) 旅館・ホテル等におけるメニュー表示について

(座長) 次に、「(2) 旅館・ホテル等におけるメニュー表示について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局：消費生活課) 資料4を御覧ください。「(2) 旅館・ホテル等におけるメニュー表示について」説明させていただきます。

阪急阪神ホテル系列のレストランから端を発しましたメニューとは異なる食材を使用した問題でございます。経緯・事実でございますが、消費者庁におきましては、メニュー表示における原材料の不適正な表示については、不当景品類及び不当表示防止法に定める不当表示、具体的に申しますと、優良誤認表示に当たるとしまして、11月上旬に、ホテル・旅館などの関係団体に対しまして、景品表示法に係る注意喚起を行いました。また、事実関係を調査するに至った関係3社に対しまして、再発防止などを求める措置命令を発しております。

一方、本県におきましても、県中地区、会津地区などの百貨店、ホテル、レストラン施設等において、同様の事案が判明しましたので、県消費生活課におきましては、直接、事実関係の確認を行いまして、景品表示法に基づく報告と再発防止策の報告を併せて受けたところでございます。

誤表示の主な要因といたしましては、いずれの事案におきましても、事業者は内部における部門間の連携や確認、意思の疎通等が不十分であったと申しております。

県としての対応策としましては、まず、消費生活課におきましては、県内7つの生活衛生同業組合や福島県生活衛生営業指導センター、福島県食品衛生協会、県内百貨店、県関係部署、各市町村に対しまして、11月中旬に、注意喚起の文書を通知しましたほか、県旅館ホテル衛生同業組合加盟事業者に対しましては、12月上旬に、消費者庁の担当官を招きまして講習会を開催したところでございます。また、今後の対応としましては、景品表示法に基づく報告を受けた事業者に対しまして、再発防止策の内容を確認し、さらに、全国的な対応等も踏まえながら適切な指示を行ってまいりたいと考えております。それから、参考といたしまして、裏面の最終行に記載がございますが、全国知事会といたしまして、国に対して、景品表示法における都道府県の権限の付与、具体的に申しますと、措置命令の権限委譲等について要望書を提出しているところでございます。

(事務局：環境保全農業課) 引き続きまして、「県としての対応」(2)でございますが、環境保全農業課におきましては、JAS法と米トレーサビリティ法を所管しております。今回の事案につきましては、現段階ではJAS法等に抵触するような事案は確認されておりません。しかしながら、飲食店営業施設において提供される料理品の食材については、立入調査により巡回指導しておりますので、その際に、注意喚起等を実施しているところでございます。

なお、JAS法等に抵触するような案件が発生しますと、そもそも食材を納入する際に疑義が生じたということになりますので、そのような場合は対応することになります。先ほど申し上げましたとおり、そのような案件は今のところ確認されていないということでございます。今後も、引き続き、助言・指導を行ってまいりたいと考えております。

(事務局：食品生活衛生課) 次に、(3) 食品生活衛生課における取組内容でございますが、昨年11月19日に開催しました、旅館・ホテル業の営業者や食品関連事業者が参加する「福島県生活衛生・食品衛生大会」におきまして、資料の2枚目にありますチラシを参加者全員に配布するとともに、食品の適正表示の徹底につきまして啓発を行いました。

また、各保健所におきましては、プログラムの中にもございます衛生講習会や出前講座を年間を通じて実施しておりますので、食品衛生法に基づく食品の正しい表示につきまして、助言・指導を実施してまいります。

なお、ただいま説明いたしましたもののほか、商工労働部におきましても、各商工会議所等に対しまして、注意喚起等の要請を実施しております。

最後に、今後の取組でございますが、今後につきましても、関係部局が連携しまして、監視や指導など、プログラムの各事業を積極的に展開して、食品表示の適正化を図ってまいりたいと考えております。

(座長) ありがとうございます。この件につきましては、特にございませんか。

ただ今、消費生活課、環境保全農業課、食品生活衛生課のほか商工労働部など、各部局が連携して取り組んでいるということでございます。法令遵守は住民の義務でございますので、しっかりと取り組んでいただけるように御指導いただきますことを要望したいと思います。

(3) 県産農林水産物の学校給食への利用促進について

(座長) 次に、「(3) 県産農林水産物の学校給食への利用促進について」でございますが、先ほど学校給食に関しまして様々な意見がございました。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局：農産物流通課) 資料5を御覧ください。県産農林水産物の学校給食への利用促進についてですが、先ほど話がございましたように、流通している食品につきましては、きっちりと検査をしまして出荷しているところですが、震災からまもなく3年となる現在におきましても、いまだに風評がありまして、農産物の販売価格や店頭での取扱いなどが震災前には戻っていない状況にございます。知事のトップセールスをはじめ、いろいろなイベント等を通じて、「安全・安心」や県産農産物の魅力等を発信しているところですが、まだ震災前の状況には戻っていないということでございます。学校給食につきましても、教育庁の調査によりますと、県産農産物の利用率が震災前の半分程度に落ち込んでいる状況にあります。

そのような状況のなか、教育庁と農林水産部が連携して、県産農林水産物の学校給食への利用促進に関する事業を展開しております。資料5の中程の四角い枠の中に事業の目的がございしますが、県産農林水産物を利用して、児童生徒の望ましい食生活を形成し、感謝の心や郷土愛を育むなど、食育を推進したいということと、それから、保護者等を中心に県産農林水産物に対する不安が払拭されていないということがございますので、その不安を払拭して、学校給食においても県産農林水産物を利用していただき、地産地消を進めるため、連携して実施しております。具体的には、資料の上部の概略が記載されておりますが、中段以降について説明させていただきます。

まず、教育委員会が担当します「いただきます。ふくしまさん」事業でございます。事業の内容が「ア」から「カ」まで記載がございしますが、主には、県産農林水産物を活用した給食を提供して、それを保護者の方にも召し上がっていただくとともに、それらを活用して食に関する講演会や講習会等を実施するというものでございます。これにつきましては、1回1校当たり3万円から10万円以下の補助をしまして、複数回利用することも可能という事業でございます。次に、裏面にまいりまして、事業実施主体としましては、市町村、市町村教育委員会のほか、学校単位、共同調理場単位でも実施できるというものでございます。取組事例もございまして、県内で最初に実施しました「須賀川市立小塩江中学校」の

取組事例でございますので御覧いただきたいと思ひます。

続きまして、農林水産部が担当します「学校給食おいしい県産農林水産物活用事業」でございますが、これは、実際に給食に利用します食材につきまして補助するものでございます。県産の食材を利用した場合に、児童生徒1人当たり500円を上限として補助するものでございます。補助対象としましては、昨年度は県外産を利用していたものについて、新たに県内産を利用する場合、それから、昨年度も県内産を利用していましたが、今年度は回数を増やして利用する場合につきまして、補助をいたします。対象食材は記載のとおりでございます。この事業につきましても、市町村や市町村教育委員会のほか、学校単位や、学校給食センター、共同調理場単位でも利用できることになっております。説明は、以上でございます。

(座長) ありがとうございます。地産地消や食育に関連して、地元の食材をどのように学校給食に反映させるかということにつきまして、教育委員会や関係部局が連携して取り組んでいるという報告がございました。今後も、引き続き、教育委員会等と連携を図って、県産農産物の安全性をPRしつつ、食育等に寄与していただければと思っております。この件につきまして、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に進みたいと思ひます。

(4) 農薬(マラチオン)を検出した冷凍食品の自主回収について

(座長) それでは、「(4) 農薬(マラチオン)を検出した冷凍食品の自主回収について」、事務局から説明してください。

(事務局：食品生活衛生課) 資料6を御覧ください。「農薬(マラチオン)を検出した冷凍食品の自主回収について」御説明いたします。

昨年末の12月29日、株式会社アクリフーズ群馬工場で製造されました冷凍食品から農薬(マラチオン)が検出され、自主回収していることが公表されました。

回収対象品につきましては、一般市販商品が51商品、業務用商品のうち一般消費者も購入可能なものが17商品ございます。具体的な商品としましては、別添資料を御覧ください。株式会社アクリフーズが公表したものでございますが、表の面が市販商品51商品、裏面が業務用商品17商品でございます。また、こ

のほか、一般の消費者の方が購入しない業務用商品につきましても回収されております。

回収数量につきましては、発表によりますと、全部で約640万袋が対象となっており、そのうち、1月14日現在で約410万パックが回収されており、回収率は64.4%となっております。

流通販売状況につきましては、全国的に当該食品が販売されており、なかには、イオングループなどのプライベートブランドも含まれております。

今回の事案につきましては、株式会社アクリフーズにおきましては、11月13日に最初の苦情を受け付けておりましたが、原因調査を優先したため、農薬検出が確認された12月29日に、ようやく公表に至っております。異臭がするとの報告につきましては、アクリフーズによると、1月13日時点で17都府県から25件の苦情を受理しており、7商品25個の返品を受けているとのことでありまして、このうち、これまで19個の検査が終了して、7商品9個からマラチオンが検出されている状況であります。なお、福島県内（二本松市）で苦情のありました「ミックスピザ2枚入り」につきましては、群馬県警に提出されております。

マラチオンを検出した中では、東京都の15,000ppmが最も高い濃度となっており、残留基準値0.01ppmの150万倍に相当する数値でありました。

次に、今回の事案に関する対応でございますが、裏面を御覧ください。

まず、国の対応といたしましては、厚生労働省においては、12月30日、全国の自治体に対して、調査概要や健康被害に関する情報提供、及び返品の指導や消費者への注意喚起に関する対応等について、通知しております。

今回検出されたマラチオンに関する健康への影響につきましては、四角の枠内に記載がございますが、最も高い15,000ppmの場合、体重60kgの人が当該食品を8g（コロケにすると約1/3個）を超えて摂食しますと、ARfD（急性参照用量：短時間に摂取しても健康に悪影響が生じないとされる1日当たりの量）を超過する値となっております。

それから、1月7日からは、全国における健康被害の相談件数等をホームページ上に掲載しております。

次に、消費者庁におきましては、1月5日、自主対象食品の一覧を画像付きで公表するとともに、返品対応窓口や相談窓口の案内について、プレスリリースし

ております。

続きまして、本県における対応でございますが、まず、保健福祉部関係におきましては、ホームページに返品対応等の情報や消費者に対する注意喚起について掲載するとともに、①から④までの、自主回収や販売中止に関する指導や、当該食品を摂取しないようにするための注意喚起、さらには、本件に係る全ての相談受付と対応状況の迅速な公表を実施しているところでございます。また、当該品の残品につきましては、本事案が警察当局の捜査案件であることから、県警本部と連携を図って、連絡を行っております。

なお、昨日（1月15日）までの相談件数は、全体で111件、そのうち症状があったとの申し出が44件57名となっております。

次に、生活環境部関係でございますが、1月6日に、各市町村に対して通知を行ったほか、先ほど御説明いたしました消費者庁のプレスリリースを県ホームページ上に掲載して消費者への注意喚起を行うとともに、消費者の相談も受付しております。相談件数は、昨日（1月15日）現在で65件となっております。

なお、相談件数につきましては、消費生活センターにおいて、保健所への連絡案内もしていただいておりますので、保健福祉部関係と生活環境部関係で重複しているものも多くございます。

また、これらのほか、県で所管している食事提供のある施設に関しましても、総合安全管理課より、関係部局に対しまして注意喚起等を行っております。

最後に、今後の対応でございますが、県民の健康保護が最優先でございますので、引き続き、情報提供や相談対応等を実施して、食の安全確保と不安払拭に努めてまいりたいと考えております。事務局からの説明は以上でございます。

（座長） ありがとうございます。御意見等、ございますでしょうか。私から一つお伺いします。プライベートブランドの商品については、製造者名はどうなっているのでしょうか。

（事務局：食品生活衛生課長） 製造者名につきましては、販売者が固有記号という形で記載することによって、直接の製造者名を記載しなくても良いということになっております。販売者名と何らかのアルファベット等が記載されております。

（座長） 一般消費者が見ても、製造者はわからないのですね。そういう表記の仕方が法

律で認められているということなんですか。

(事務局：食品生活衛生課長) 食品衛生法上の表示に関して、そのような表示も認められております。現在、消費者庁において、それにつきましても検討していると聞いております。

議題3「その他」

(座長) ありがとうございました。それでは、最後に全体を通して御意見等があればお願いします。遊佐委員、どうぞ。

(遊佐委員) 消費者庁の事業で、リスクコミュニケーターの育成事業というものがありまして、私どもJAの女性部や青年部などに対しましても実施していただきました。消費者庁のホームページなどを確認すればわかるのかもしれませんが、県も連携していると思いますので、県全体での養成人数がどのようになっているのかお伺いしたいと思います。それから、養成されました方々につきましても、自分の知識を得るだけではなくて、働きかけていくという役割が期待されていると思われまます。その方々に対するフォローや活動の支援につきましては、国が実施すれば良いのかもしれませんが、せっかく養成された方々でありますので、県としまして活用のお考えがあればお聞かせいただきたい。

(座長) それでは、事務局、お願いします。

(事務局：消費生活課長(代理：消費生活課主幹)) 国におきましては、リスクコミュニケーターの養成ということで、全国で2,000人を目指して平成25年度中に研修等を実施するというところでございます。本県につきましては、研修内容のメニューが決まりまして、2月上旬に、県内7方部において、県関係、市町村関係の保健師や栄養士の方など関係者の研修を実施する予定であり、現在、参加者を募っており、各方部、80名程度の募集となっております。その後、それぞれの業務に付随しまして、研修等で得た知識を活用していただきたいと国からお聞きしているところでございます。

(遊佐委員) 県としましては、その方々を今後活用していくということは、今のところはないのでしょうか。

(事務局：消費生活課長（代理：消費生活課主幹）) 通常の業務の範囲内で活用していただければ良いと考えております。

(座長) 他に無ければ座長の任を終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。本日は、長時間にわたりまして御協力ありがとうございました。

【閉 会】

(司会) ありがとうございました。これをもちまして「平成25年度第2回ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を終了させていただきます。本日はありがとうございました。